

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宮城県黒川郡大和町及び大郷町

2. 構造改革特別区域の名称

緑豊かな町たいわ・おおさと生き生き福祉有償運送特区

3. 構造改革特別区域の範囲

宮城県黒川郡大和町及び大郷町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

大和町は、宮城県のほぼ中央に位置し、町の西側には奥羽山系の船形山があり山形県と、南側は政令指定都市である仙台市と接する人口24,070人(平成17年3月31日現在)、面積225.59k㎡の町である。基幹産業は農業であり、良質な宮城米の産地であるとともに、「仙台北部中核テクノポリス」の指定を受け、県内最大の内陸型工業団地「仙台北部中核工業団地」を有する、農工併進の町づくりを進めている町でもある。

一方、大郷町は宮城県のほぼ中央に位置し、西側が大和町と接し、東側は日本三景のひとつ松島に隣接した、なだらかな丘陵が続く稲作穀倉地帯で、人口9,631人(平成17年3月31日現在)、面積82.02k㎡の町である。基幹産業は農業であるが、自然環境や地域産業と調和した循環型社会システムづくりを計画した「大郷エコファクトリー形成計画」が宮城県から指定を受け、地球にやさしい持続可能な循環型社会の構築を目指した町づくりも進めている。

大和町と大郷町は、地理的には町内を東西に流れる鳴瀬川水系の1級河川「吉田川」で結ばれており、行政的にも黒川広域行政圏域に属する結びつきの強い町でもある。

また、大和町の65歳以上の高齢者比率は19.8%(平成17年3月31日現在)となっており、ほぼ宮城県の平均(19.7%)となっているが、大郷町においては若干高く26.1%となっている。人口の増加も大和町は横ばい、大郷町は減少傾向となっている中、高齢者人口は増加傾向にあるため、大和町及び大郷町とも今後は高齢者率が増加すると予測される。

(1) 移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

大和町及び大郷町の介護保険の認定状況については、平成17年3月3

1日現在で1,064人が要支援・要介護認定を受けており、65歳以上者7,268人のうち第1号保険者は14.0%にあたる1,016人(表1)となっている。

また、居宅介護(支援)サービスを利用している人は605人(表2)で、このなかの要介護3以上の者は福祉車両での輸送が基本であるが、要支援・要介護1及び要介護2の者については、ほとんどの人が福祉車両を必要とする状況ではなく、身体的負担から一般セダン型車両が相応しい。要介護2以下の高齢者については、今後も増加すると見込まれるため、セダン型車両の利用ニーズは一層高まるものと推測される。

身体障害者手帳の交付者

身体障害者手帳の交付状況は、平成17年3月31日現在1,110人(表3)で総人口の3.3%となっている。また、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者及び肢体不自由者はそれぞれ85人と631人で、身体障害者全体の64.5%を占めている。

肢体不自由障害者の1級・2級の者279人については、移動の際に福祉車両が必要だと思われるが、3級以下の肢体不自由者及び視覚障害者については、障害が重複していない場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる。ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難であり、ガイドヘルパー等を利用する必要がある。

知的障害者及び精神障害者

知的障害者の判定を受けている人は、平成17年3月31日現在186人(表4)となっており、精神保健福祉手帳交付者数も60人となっている。これらの障害者の外出については、肢体不自由な状況と異なり公共交通機関を利用しての外出は、「目的地や降りる場所が分からない」「お金が払えない」「コミュニケーションが取れない」等の弊害が高いため、福祉車両とは異なる一般セダン型車両が移送体制として最も適切であり、その必要性が高まっている。

(表1) 要介護(要支援)認定者数(平成17年3月31日現在)

単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
1号被保険者	85	311	184	157	144	135	1,016
65～75歳	16	48	32	18	18	25	157
75歳以上	69	263	152	139	126	110	859
2号被保険者	3	16	9	9	5	6	48
総数	88	327	193	166	149	141	1,064

(表2) 居宅介護(支援)サービス受給者数(平成17年3月31日現在)

単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
1号被保険者	48	193	127	90	63	55	576
2号被保険者	1	8	6	7	3	4	29
総数	49	201	133	97	66	59	605
(再掲)	383(63.3%)			222(36.7%)			100%

(表3) 身体障害者手帳所持状況(平成17年3月31日現在)

単位:人

等級	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	計
1	30	3	2	133	170	338
2	19	46	0	146	0	211
3	10	14	7	95	59	185
4	4	16	1	121	44	186
5	13	0	0	93	0	106
6	9	32	0	43	0	84
計	85	111	10	631	273	1,110

(表4) 知的障害者(療育手帳所持者)の状況(平成17年3月31日現在)

単位:人

区分	A	B	計
18歳以上	82	69	151
18歳未満	12	23	35
計	94	92	186

(表5) 精神保健福祉手帳交付状況(平成17年3月31日現在)

単位:人

等級	1級	2級	3級	計
人数	29	24	7	60

(2) 公共交通機関の状況

大和町と大郷町が属する黒川郡には、東北新幹線は通っているものの駅は無く、JRや地下鉄といった軌道系の公共交通機関が全く無い状況にあり、しかも民間バス路線会社1社が大和町を走っているだけで、大郷町では走っていないといった状況にある。大和町を走っているそのバスの便数も決して多いわけではなく、朝夕の通勤通学時間帯だけは15分に1便程度が運行しているものの、それ以外は1時間に1便程度しか運行されていない状況にあ

る。バス会社では、今年に入り赤字路線の更なる廃止計画を示しており、既存路線の廃止や減便も考えられる。そのため、大和町及び大郷町は町民バスを運行し、町民の足を確保しているところであるが、両町とも2～3台しかバスを所有してないため、決して町民が満足できる状況にはない。

また、タクシー業者の状況については、大和町に3業者と大郷町に1業者があるものの、4業者の総車両台数は32台という状況に止まっており、しかも、介護タクシー等福祉車両によるサービスを提供する事業所は無い状況にある。このように、大和町及び大郷町は移動制約者に対する公共交通機関等が十分整備されておらず、今回のNPOによる福祉有償運送を新たに加えて実施することにより、移動制約者のニーズにより応えることができ福祉の充実が図れる。

5．構造改革特別区域計画の意義

大和町及び大郷町は、「高齢者や障害者等にやさしいまちづくり」を基本に置いているものの、その基盤となる交通施策についてはまだまだ十分とは言えず、移動制約者に対しての移送手段の確保という問題が、解消しきれない課題として残っており、このような状況下でのNPOによる福祉有償運送については、非常に有益なものだと考えられる。

現行制度の下では、福祉車両でしか活動できない状況にあるが、セダン特区を活用することで一般車両も使用できるようになり、利用者の多様なニーズに対応することができる。更に、福祉の充実を図るためには自治体だけでなく民間の力も必要であり、その意味からもセダン特区の活用は民間の自主的活動に力を与え、町民福祉の活力拡大に繋げることが期待できる。

6．構造改革特別区域計画の目標

高齢者や障害者等の移動制約者にとって、輸送手段の確保は生活の利便性を向上させるのになくしてはならないものであり、公共交通機関が十分でない大和町及び大郷町にとっても、NPO等による民間活力の有効利用は、地域福祉サービスの拡大と質の向上に必要不可欠なものである。NPOが、セダン型等の一般車両も使用可能になることにより、移動制約者に対し低廉な輸送サービスを提供できるとともに、地域福祉の向上を図ることができる。これにより、大和町及び大郷町の町づくりの基本となる「高齢者や障害者等にやさしいまちづくり」の実現に寄与することを目標とする。

7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPOによるボランティア輸送としての福祉有償運送に、セダン型使用車両を追加することにより、希望に応じた車両の提供を行うことができ、移動制約者が通院などの必要に迫られた外出だけでなく、地域活動や余暇活動への参加

機会を拡大することができる。今後、居宅介護利用者が増えると予想されることから福祉有償運送の増加が見込まれ、特区の活用が移動制約者の移送手段確保に重要な位置を占めるものと推測される。

更に、移動制約者の介護・介助を行っていた家族等が、精神的・肉体的・経済的に軽減されるとともに、高齢者の介護予防効果や障害者社会参加の促進等にも寄与することが期待できる。

8. 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 知的障害者ディサービス事業及び障害児ディサービス事業(大和町)

〔事業の目的〕

在宅の障害のある人を対象に、創作的活動、機能訓練、一般生活訓練、集団生活への適応訓練等を通じて、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上、育成の助長を図ること等を目的とする。

〔事業の概要〕

居宅生活支援費のうち、ディサービスの支給決定を受けた身体・知的障害児(者)を対象に、機能訓練、給食サービス及び入浴サービス、送迎サービスを行う。現在、知的障害者ディサービスとしてNPO法人2ヶ所が実施し、来年4月には児童のディサービスが隣町の利府町にできる。事業の実施費用は、国が1/2、県が1/4、町が1/4の費用負担で実施している。

〔事業の実績〕

支援費決定者数	平成16年度	8人	
利用延人数(回数)	平成16年度	ディサービス	465日
		給食サービス	455回
		送迎サービス	800回
支援費決定者数	平成16年度	10人	

(2) 障害児レスパイトサービス事業(もりの子クラブ)

〔事業の目的〕

大和町在住で、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている、小学校(小学部)に通う児童(大和町が援護の実施者になる方)の春・夏・冬休み中の支援を行う。遊ぶことの楽しさを知ること、家族・学校の先生以

外の人との交流やコミュニケーションをとること、同じ年頃の障害児を持つ家族同志の交流の場、交流の場を提供しながら支援を行うことにより、児童の健全育成や家族の負担軽減を図る。

〔事業の概要〕

身近な場所にある社会資源を最大限に活用し、主に住民参加型福祉を推進する実施機関が、対象者を日中を限度として一時預かり、身近な場所での支援サービスを提供する。

〔事業の実績〕

事業実施市町村	大和町
利用者数（登録人数）	平成16年度 夏休み（4人）冬休み（5人）春休み（5人） 平成17年度 夏休み（6人）冬休み（8人）

（3）ボランティア養成事業

ボランティアの、運転技術向上のための研修会及び高齢者や障害者の身体的負担を理解し、ケア技術向上を図るための研修会を開催し、ボランティアの育成を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1. 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

当該区域で活動するNPO法人及び社会福祉法人等の非営利法人

3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画認定日

4. 特定事業の内容

(1) 運送主体

大和町及び大郷町内で活動を行うNPO法人及び社会福祉法人等の非営利法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が大和町及び大郷町内

(3) 事業により実現される行為

事業実施主体が道路運送法第80条第1項の許可を得て、要支援及び要介護認定者・身体障害者・知的障害者及び精神障害者等であって、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する。

5. 当該規定特例措置の内容

現行制度上での福祉有償運送については、車椅子のためのリフト等特殊な設備を設けた車両や、回転シート等の乗降を容易にするための装置を設けた車両に限定されているが、人工透析者や知的障害者、座位を保てる高齢者等に対しては、福祉車両を必ずしも用いる必要がなく、セダン型の一般車両を用いてサービスを提供することで、より多くの移動制約者の輸送を可能にすることができる。更に、今後多くのボランティアの参加を容易にすることで、福祉有償運送の円滑な実施と地域福祉へ貢献するものである。

(1) 仙台北地区福祉有償運送市町村共同運営協議会の設置

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び大衡村の地域内における特定非営利活動法人等による道路運送法第80

条第 1 項の許可を得て行われる有償のボランティア輸送について、その必要性及び課題並びに利用者の安全と利便の確保に係る方策等を協議するため、仙台北地区福祉有償運送市町村共同運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

協議会の委員構成

- ア) 住民の代表
- イ) 市町村職員
- ウ) タクシー事業者の代表
- エ) 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局職員
- オ) 宮城県職員

協議会の開催

- ・協議会の会議は、事務局市町村長が招集する。
- ・協議会の会議は、申請NPO等の利用者が居住する市町村毎に選任された委員及び協議会全体として選任された委員で構成し、当該委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- ・協議会の議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、座長を除く出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は座長が決定する。
- ・法第 80 条第 1 項の許可及び更新の申請が予定されているときに開催する。
- ・重大な事故等、問題が生じたときに開催する。
- ・その他有償運送事業の適正実施に必要があるときに開催する。
- ・事務局を担当する市町村の長は、必要に応じ構成員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聴くことができる。

協議会の事務局

協議会は、関係市町村が共同で設置し主宰する。事務局は、市町村が別に定める順で担当し、福祉有償運送担当課が庶務を処理し、任期は 1 年とする。
（今年度は大郷町町民福祉課）

（ 2 ） 運送主体

大和町及び大郷町の地域内で活動する社会福祉法人やNPO等の特定非営利活動法人等で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けた事業所とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者とする。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受ける場合を含む。）精神障害者、知的障害者等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。但し、運営主体は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を目的外利用や個人情報の漏えい、滅失及び棄損の防止に最善の措置を講じる。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

（3）使用車両

使用する車両については、運送主体が使用権原を有しているものとする。この場合において、運転手等から提供される自家用車を使用するときは、次の事項に適合することを要するものとする。

- ・運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約内容を証する書面が作成されていること。
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運営主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運営主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

福祉車両は、車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗車を容易にするための装置を設けた自動車であること。

運営協議会の協議で認められたセダン型車両であること。

外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償輸送の許可を受けた車両である旨を表示すること。

[表示事項]

- ・氏名、名称又は記号
- ・「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字

[表示方法]

- ・文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行く。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。

(4) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと。
- ・宮城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること。
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること。
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

(5) 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(6) 輸送の対価

輸送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

(7) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制、その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(8) 法令遵守

運営主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。